

## 仙台市国民健康保険運営協議会の定足数の見直しについて

### 1. 現行規定

#### 仙台市国民健康保険条例（昭和三十八年仙台市条例第二号）

（運営協議会委員の定数）

第二条 仙台市国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次のとおりとする。

- 一 被保険者を代表する委員 七人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 七人
- 三 公益を代表する委員 七人
- 四 被用者保険等保険者を代表する委員 二人

#### 仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則（昭和三十八年仙台市規則第二十四号）

（協議会の委員等）

第四条 協議会は、条例第二条各号に規定する委員の定数のそれぞれ半数以上の出席がなければ開くことができない。

### 2. 見直し（案）

「委員定数の半数以上（分野別の規定なし）」を定足数とするよう規則を改正。

### 3. 施行日

公布の日

#### 【参考】政令市の定足数にかかる規定の状況

定足数の規定	都市数
全体の半数以上または過半数以上（分野別の規定なし）	11 市
全体の半数以上または過半数以上、かつ、各分野1人以上	6 市
全体の半数以上、かつ、各分野（被用者保険等保険者代表を除く）1人以上	1 市
全体の半数以上、かつ、各分野（被用者保険等保険者代表を除く）半数以上	1 市
各分野半数以上	1 市（仙台市）